

予算決算常任委員会

平成23年11月25日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○伴 吉晴	小野 隆雄
飯高 昭二	辻 善次	
嶋田 議長		

2. 欠席委員

吉野 俊明

3. 理事者出席者

副 町 長	池田 善紀	教 育 長	清水 建也
総 務 部 長	西本 喜一	総 務 課 長	黒崎 益範
企画財政課長	面卷 昭男	住民生活部長	乾 善亮
福 祉 課 長	植村 俊彦	国保医療課長	寺田 良信
環境対策課長	栗本 公生	都市建設部長	藤川 岳志
会 計 管 理 者	野崎 一也	教委総務課長	西川 肇
上下水道部長	谷口 裕司	上 水 道 課 長	清水 孝悦
下 水 道 課 長	上田 俊雄		

4. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

5. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 辻委員、伴委員

委員長 おはようございます。ただ今の出席委員は5名で、吉野委員より欠席の連絡を受けております。そして、理事者側も全員おそろいですので、ただいまより、予算決算常任委員会を開会させていただきます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、副町長の挨拶をお受けいたします。池田副町長。

副町長 （副町長挨拶）

委員長 それでは、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員には、辻委員、伴委員のお二人を指名いたします。両委員にはよろしくお願いいたします。

本日予定しております案件につきましては、お手元に配布をしておりますレジメのとおりでございます。

それでは早速初めに、1. 各課報告事項を議題とさせていただきます。

（1）議会の委任による町長専決処分の報告について（平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）を、理事者の報告を求めます。

栗本環境対策課長。

環境対策課長 それでは、各課報告事項の（1）議会の委任による町長専決処分の報告について（平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）について）、報告をさせていただきます。

本件につきましては、去る9月20日に開催をされました当委員会で、ご報告させていただきました衛生処理場内でのごみ破碎作業中、ごみを搬入されていましたが住民の方の乗用車にガラス片が飛散し、乗用車を破損させた事故の関係でございます。

資料1をご覧をいただきたいと思います。

まず、専決処分書を朗読させていただきます。

(専決処分書朗読)

環境対策
課長

この補正予算につきましては、去る平成23年8月28日、日曜日、午前11時40分頃、当時、服部1丁目15番22号102号室にお住まいの堀博和氏がガラステーブルのガラス板を粗大ごみとして搬入され、衛生処理場清掃員の平嶋滋巳が受け取りましたが、搬入された乗用車が、その場を離れたかどうか確認しないまま、破碎作業を行い、飛散したガラス片が、まだ、搬入場所近くにいた乗用車の右ドア付近に当たりまして破損させたものであります。

この事故によります乗用車の修理代等として30万3,000円を支払うことで、相手方であります堀様との示談が平成23年10月17日に成立をいたしましたことから、同日付で損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴います補正予算ということで、同じく同日付で専決処分をさせていただきました。

既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ30万3千円を追加し、歳入歳出それぞれ82億8,694万1千円とするものでございます。内容につきましては、資料1の予算に関する説明書に基づきましてご説明をさせていただきます。補正予算書の5ページをご覧くださいと思います。

歳入でございますが、第20款 諸収入、第5項 雑入、第5目 雑入、第6節 雑入に自動車損害共済金といたしまして、30万3千円を増額補正するものでございます。続きまして、次のページ、6ページの歳出でございます。第4款 衛生費、第2項 清掃費、第1目 清掃総務費、第22節 補償補填及び賠償金に、賠償金といたしまして、30万3千円を増額補正するものであります。

1ページにお戻りをいただきまして、予算書を朗読させていただきます。

(予算書朗読)

環境対策
課長

また、資料1に続きまして、参考資料といたしまして、損害賠償の額の決定についての専決処分書を添付しておりますので、のちほどご確認をいただきたいというふうに思います。

以上でご説明とさせていただきますが、議会の委任による町長専決処分、損害賠償の額の決定及びそれに伴います平成23年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）につきましては、11月28日に開催予定の臨時議会でご報告をさせていただく予定にしておりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、これについて質疑があれば、お受けいたします。 飯高委員。

飯高委員 これ実際、事故ですね。こういう形で処理されたということでもありますけれども。怪我はなかったということもあると思うんですけども、ただ、今後ですね、こういった粗大ごみの種類がいろいろあると思うんです。今回、ガラス板ということでしたんですけども、これ幸いに怪我がなかったということで、今後、パッカー車でそういった、どう言うんですか、入れる際にやっぱりそういったことが起きる可能性というのは、今後あると思うんです。その場合にやっぱり、被害をしないための措置と言うんですか、事前のそういった仕方をやっぱり今後、考えていく必要があるかなとは思いますが。そのへん、どうなのでしょう。

委員長 栗本環境対策課長。

環境対策課長 今回の事故を受けまして、まず、必ず人がいないかどうか確認をしてから作業をするように、書面で指導をいたしました。また、平日の午後につきましては、持ち込みの受け取りを複数の職員で行うようにし、周りに人がいないか複数の目で確認をしながら積み込み作業を行うように指示をいたしました。さらに今回の事故がありました第2土曜と第4日曜など、対応職員が少ない場合でも確認をしてから積み込みを行うのが原則ですけども、パッカー車の投入口の位置を住民の方が搬入をされるほうから南側に変更し、万一、人に気づかずに積み込みをした場合でも、住民の方がおられる場所には飛散をしないように対策を講じたところであります。

また、来年4月以降になりますが、可燃ごみの焼却処理を行います。そ

うなった場合、現在使っております可燃ごみのピットの前のプラットホームというのが基本的に不要となりますので、4月以降はそちらのほうに住民の方が持って来られたごみの一時置き場をつくりまして、持ち込んでいただいた場合は、まずそちらのほうに置いていただいて、その持ち込み時間が終了した後に積み込みを行うなど、持ち込みと積み込みが同時にならないような対策を考えているところであります。以上です。

飯高委員 考えていただいているということで、今後いろんなそういった粗大ごみのなかで危険物とございますので、今までからそういう形でみていただいていると思うんですけれども、より一層注意を払っていただきたいと思います。以上です。

委員長 ほかにありますか。 小野委員。

小野委員 今の関連でちょっとしゃべらしてもらったら、その人員をふやさんなんような改善方法はちょっと無理かなあと、今の状態でね。それで、最後に課長言うたようにね、持ち込みの時間帯とそれからパッカー車に積み込み、これをきちっと区別するような収容方法というかね、そういう作業のほうはまだ適確に対応できるのかなと。それで、口頭でいろいろ指示しているということなんですがね、これはやっぱりこういう事故が起きて、先ほど飯高委員も言うようにね、もし怪我でもされたりね、今は車ですからこれぐらいの金額で済んだかなと思うんですけれどもね。もし怪我とか、もし死亡事故でも起きた場合のこと考えたりしたら、その同時に進行させてたということがね、第一の原因かなと思うんです。まあ場所的なことも、私はその現場見てないので申しあげるのはおかしいんですけどね。その時間差をつけた、一般住民がそこへ入って来られている時間以外にしか積み込まないという、前のときにも以前話したと思うんです。ある住民からね、自分らが分別してるのをパッカー車にいっしょに入れてるやんかと。ということはその住民がその場所に行ったときにもう目の前で積み込んでいる、そのことは担当課の課長に聞かせてもろて、いや、それは中で全部分けられるんだということで。住民の感情からすれば、目の前で同じパッカー車

に入れておられるのは、こちらが分別した意味がないやんかというような、そういう誤解を受けるから、その持込の時間帯とちょっと時間差をもったほうがいいんじゃないかなと、まあ提案だけしておきます。

それとね、これ、今まあ課長が丁寧に説明してくれたんですがね、これは課長も言うてるように28日に上程されて、委員会付託でもなんでもないですね。本会議場で質疑を受けて、それで採決ということになるのか、ちょっと今こっだけ詳しく説明していただくのはどうかなと思うんですが。これはまあ委員会のやり方としてのことですので、こちらでまた検討しますけどね。ちょっと聞き損なったかなと思うんですがね。それとおしえてほしいんですがね。まずこういう示談成立後に専決処分をするのか、いやその示談の見込みのあるときに専決処分をしていて、保険屋さんがそれで示談書を交わした段階で、それで示談成立というように判断されるのかね、確かね、示談成立が課長が10月の23日とか言わはったと思うねけど。それで、専決してるのが10月17日。10月23日と言わはったと、これ聞き損ないかどうかわからんけどね。そないに言わはったと思うねけど、どうなんですかね。

環境対策
課長 堀様との示談が成立したのが、平成23年10月17日と申しあげたつもりです。

小野委員 それやったら聞き損ないやね。23日と聞こえたから、あれっと思ったので。結構です。

委員長 ほかに委員の皆さんのほうでなにかございますか。 伴委員。

伴委員 ちょっとおしえてほしいんですけど。今、説明でまず1点、損害賠償の相手方のちょっと住所が今これ決定についてというやつと違うかった、これ引っ越されたわけですか。

環境対策
課長 事故が起きました8月28日以後、近所のほうに引っ越されたということで。当時は、服部1丁目ですけども、現在は服部2丁目のほうにお住

まいということです。

伴委員 それともう1点、おしえてほしいですけど。私ら、この自動車のこれでしたら自動車損害共済金とこう書いてありますねけど、5ページのところに。これ私らやったら、対人であれば無制限とか対物であれば、まあ言うたら500万とか1,000万とか、こういうような車でしたら保険に任意保険で入ってるんですが、町の自動車損害共済の限度額というのはどんな感じになってるのでしょうか。

委員長 面巻企画財政課長。

企画財政課長 本町の自動車損害共済金、いわゆる一般の自動車保険といっしょなんですけども、いわゆる車両保険ですね、これは経過年度に応じた形で算出されています。対人の部分なんですけど、これについては無制限ということとでさせていただいているところでございます。対物につきましては、これも無制限ということで、申し訳ございませんでした。

委員長 車両保険の関係では、今言うた経過した年数ということやけど、対人、対物については無制限という形ですね。

ほかによろしいでしょうか。なかったら私から一つだけ確認さしてください。今、伴委員からもちょうどでたんですけどね。私たちの保険なんかも、事故を起こす回数によったら保険の掛金とかが変わって来たりする、とってる等級がね、変わって来たりするとか、そういう問題も発生するんですけども、こういう共済金の場合は、自動車共済の場合は、そのへんどうでしょうか。斑鳩町もこういうふうに事故あったら影響してるのでしょうか。 面巻企画財政課長。

企画財政課長 掛金というのは共済金の分担金という形でお支払いさせていただいてるんですけども、これにつきましては、事故とかで金額が上がるということではなくて、それぞれの車種であったり、用途ですね、そういったもので、規律と言いますか、金額のほうが定められておりまして、そういった

形で毎年その金額というか、単価に応じた形で算出されているところでございます。以上です。

委員長

わかりました。

よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

(な し)

委員長

それでは、ただ今の報告につきましては、11月臨時会に報告をされま
すけれども、あらかじめ説明を受けたということで終わっておきたいと思
います。

続きまして、2. 継続審査に入らせていただきます。(1) 予算補正を
必要とする事務事業についてを議題とさせていただきます。

12月定例会に提案を予定されております一般会計及び各特別会計にか
かる補正予算について、あらかじめ説明をお受けしたいと思います。

まず初めに、①平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)につい
て、理事者の説明を求めます。 面巻企画財政課長。

企画財政
課長

それでは、継続審査の① 平成23年度斑鳩町一般会計補正予算(第4
号)につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、資料の2をご覧くださいませでしょうか。

まず、今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳
出それぞれ2,121万4千円を減額し、歳入歳出それぞれ82億6,5
72万7千円とするものでございます。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。

第9款 地方特例交付金では、児童手当及び子ども手当特例交付金で、
平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の成立に伴
い、この法律に基づく10月以降の子ども手当の支給に係る分について、
変更決定されたことから502万1千円の増額補正をお願いしております。

次に、第10款 地方交付税では、普通交付税で、地方特例交付金と同
様の理由により、普通交付税の再算定が行われましたことから、32万1

千円の減額補正をお願いしております。

次に、第１２款 分担金及び負担金の民生費負担金では、本町が委託する広域入所に係る在園者数が当初見込みを上回ることから、保育園保育料８８７万４千円の増額補正をお願いしております。

次に、第１４款 国庫支出金の民生費国庫負担金では、先ほどの分担金及び負担金と同様の理由により、保育所運営費負担金８３７万９千円の増額補正を、障害者介護給付・訓練等給付費等が当初見込みを上回ることから、自立支援給付費負担金１，７９８万３千円の増額補正を、また、子ども手当負担金につきましては、平成２３年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法が施行され、子ども手当の支給額が変更されること等から７，６７８万４千円の減額補正をお願いしております。

次に、第１５款 県支出金では、民生費県負担金で、民生費国庫負担金と同様の理由により、保育所運営費負担金で４１８万９千円の増額補正を、自立支援給付費負担金で８９９万１千円の増額補正を、子ども手当負担金で２２万円の減額補正をお願いしております。民生費県補助金では、子ども手当システムの改修が完了したことから、安心こども基金特別対策事業費補助金２２５万７千円の減額補正を、障害者自立支援特別対策事業費が当初見積りを上回ることから、障害者自立支援特別対策事業費補助金１７７万１千円の増額補正をお願いしております。地域の居場所づくり推進事業補助金につきましては、歳出の方でお願いする、老人憩の家の屋根改修等の事業費が補助採択されたことから、２７０万円の増額補正をお願いしております。商工費県補助金では、これも歳出の方で補正をお願いする、消費者相談窓口の充実のための費用が補助採択されたことから、消費者行政活性化助成事業交付金３０万円の増額補正をお願いしております。

次に、第１７款 寄附金では、教育費寄附金に１１万円、福祉費寄附金に５万円をふるさと納税としてご寄附いただいたことから、あわせまして１６万円の増額補正をお願いしております。これら寄附金につきましては、寄附者のご意向に沿って、教育費寄附金は、学校教育と文化財の発掘調査に充当させていただくとともに、福祉費寄附金については、福祉基金に積み立てをさせていただきます。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

資料の裏面をご覧くださいませでしょうか。本補正予算では、今年度人事院勧告、共済組合の負担率の改定、及びことし４月の人事異動等に伴う人件費の補正をそれぞれの費目において計上させていただいております。本来ならば、１１月２８日開催予定の臨時議会に上程いたします給与条例の改正と一緒に人件費の予算補正となるところでございますが、給与調整の金額につきましては、減額補正となることから、今回、他の補正予算と一緒に１２月定例会に上程させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

はじめに、第１款 議会費では、人事院勧告及び人事異動等の影響による人件費所要額４３２万３千円の減額補正をお願いしております。

次に、第２款 総務費では、人事院勧告及び人事異動等の影響による人件費所要額４５０万９千円の増額補正と、一般管理費の臨時職員の雇用で、育児休業・病気休暇等に係る臨時職員の雇用が当初見込みを上回ること等から、臨時職員賃金等４８７万４千円の増額補正をお願いしております。

次に、第３款 民生費では、人事院勧告及び人事異動等の影響による人件費所要額４０７万９千円の減額補正をお願いしております。社会福祉総務費では、国民健康保険事業への支援で、国民健康保険事業特別会計における人事院勧告及び人事異動等の影響に伴う人件費の予算補正により、国民健康保険事業繰出金１，０９５万９千円の減額補正を、また、福祉基金への積立で、歳入で申しあげました福祉費寄附金５万円の増額補正をお願いしております。老人憩の家運営費では、施設の一層の充実を図るため、屋根等の改修やマッサージチェアを更新することから、４３３万７千円の増額補正をお願いしております。障害福祉費では、各給付費等が当初見積りを上回ることから、更生医療費の給付で２７３万５千円の増額補正を、障害者介護給付・訓練等給付費の支給で３，５３２万３千円の増額補正をお願いしております。介護保険事業繰出金では、介護保険事業への支援で、介護保険事業特別会計における人事院勧告及び人事異動等の影響に伴う人件費の予算補正により、介護保険事業繰出金１９１万６千円の増額補正をお願いしております。後期高齢者医療費では、平成２２年度に係る後期高齢者医療療養給付費負担金の精算金として、７４７万６千円の増額補正をお願いしております。

また、児童福祉総務費では、幼児２人同乗用自転車購入費の助成で、助成件数が当初見込みを上回ることから、８５万３千円の増額補正をお願いしております。保育園費では、保育体制の充実で、平成２４年度における町立保育所の入所見込数が定員を上回り、待機児童を解消するため、あわ保育園の第１会議室を保育室に改造し、保育室を増床すること等から、６９０万円の増額補正を、また、広域入所の充実では、本町が委託する広域入所に係る在園者数が当初見込みを上回ることから、２，９２５万２千円の増額補正をお願いしております。子ども手当支給事業費では、平成２３年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の成立に伴い、子ども手当の支給額が変更されることなどから、７，９４８万２千円の減額補正をお願いしております。

次に、第４款 衛生費では、人事院勧告及び人事異動等の影響による人件費所要額１７９万４千円の減額補正を、第５款 農林水産業費では、同様に人件費所要額４０２万８千円の増額補正をお願いしております。

次に、第６款 商工費では、人事院勧告及び人事異動等の影響による人件費所要額１３５万８千円の減額補正と、商工総務費の消費者相談の実施で、消費者相談窓口の機能強化を図るため、インターネット環境を整備し、相談員用のパソコン等を設置することから、３０万円の増額補正をお願いしております。

次に、第７款 土木費では、人事院勧告及び人事異動等の影響による人件費所要額２８８万円の増額補正と、公共下水道費の公共下水道事業への支援で、公共下水道事業特別会計における人事院勧告及び人事異動等の影響に伴う人件費の予算補正及び消費税還付金の増により、公共下水道事業繰出金１５０万４千円の減額補正をお願いしております。

次に、第８款 消防費では、時間外勤務手当の増加による人件費所要額５万円の増額補正と、非常備消防費の消防団の運営で、東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償等への対応により、平成２３年度に限って掛金の追加負担が生じることから、２２８万円の増額補正をお願いしております。

次に、第９款 教育費では、人事院勧告及び人事異動等の影響による人件費所要額８４１万２千円の減額補正をお願いしております。

次に、第１２款 予備費では、今回の補正に要する財源として１，７０６万６千円を充当させていただき補正をお願いしております。

最後に、債務負担行為の追加でございます。平成２４年度から保育園において給食に係る調理及び洗浄業務の委託を実施したいことから、保育園給食調理・洗浄業務委託契約に係る債務負担行為として、期間を平成２３年１２月２６日から平成２７年３月３１日まで、限度額を２，７９０万円とする予算補正をお願いしております。

以上で、平成２３年度斑鳩町一般会計補正予算（第４号）につきましてのご説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、なにか質疑があればお受けいたします。
飯高委員。

飯高委員 歳入の県支出金で地域の居場所づくり推進事業補助金ということで、老人憩の家の採択されたということで、これは毎年こういった形であるんですかね。ちょっとお聞きしたいと思います。

福祉課長 今年度単発というふうに聞いております。

飯高委員 また、歳出の民生費のなかで老人憩の家の運営、ちょっと聞きもらしたんですけど、マッサージ云々ということ言われてたんですけど。その内容についてちょっとお聞きしたいと思います。

福祉課長 民生費の老人憩の家運営費４３３万７千円につきましては、まず、西憩の家の屋根の修繕に関しまして２３７万円。それから、東憩の家のエアコンの取替えにつきまして９０万７千円。そして東憩の家、西憩の家のマッサージ機、老朽化しておりますので４台の入れ替えを予定しておりまして７０万円、という内訳でございます。

飯高委員 わかりました。
それとですね、幼児２人同乗用自転車購入費の助成、件数が増加すると

	ということで、これ何件ですかね、見込まれてるんですかね。
福祉課長	当初予算では20人分を見込んでおりましたけれども、補正につきましては、51台分をお願いしております。で、上限3万円なんですけれども、既に出ている分で3万円に達していない方もおられますので、数字としてはその端数もいくということでご理解いただきたいと思います。
委員長	ほかに何かお尋ねになりたいことがありますでしょうか。 伴委員。
伴委員	ちょっと確認したいんですが。県支出金の消費者行政活性化助成事業交付金って、これまあ消費者相談に対してパソコンを入れていただくということなんですが、これ本町では法律やとか行政、その他相談を同じ部屋でやっておられると思いますが、そのあたりもこのパソコンを運用していただくような考え方でええわけでしょうか。
住民生活 部長	今、1階の第3会議室のほうで相談業務を行っております。で、その部屋にパソコンを設置させていただいて、相談に来られた方にその内容について、インターネット検索するなどしてですね、事例等もございますので、そういったことを検索して相談に対応していくということで、部屋のほうにパソコンを設置させていただく、会議室のほうですね。当然、インターネットの照会でございますので、消費者相談のみということでございます。
伴委員	これほんなら、いろいろセキュリティーの面、非常に個人情報の面があってそういうようなお答えになる。これやっぱり使えへん、補助金をつかったパソコンなんで、結局、消費者相談で週1回とか、そんな格好で、そのままパソコンは置いたまま、法律相談とか行政相談とか年金相談とか、いろいろありますわね。あの部屋でやっておられる、には使えないパソコンということになるわけでしょうか。
住民生活	当然この消費者行政の活性の事業の交付金を使って購入をいたしますの

部長 で、当然、消費者相談のみということでございます。ですから、常設という形ではなくて、相談がおわりましたらパソコンを引き上げると、いう形でございますので。常にそこに置いておるという状況ではございませんので。当然、消費者相談行政に使用さしていただくということでございます。

委員長 ほかに委員皆さんのほうで何かございますでしょうか。

（ な し ）

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。
本件については、一定の審査を行ったということで終わらせていただきます。

次に、② 平成２３年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

寺田国保医療課長。

国保医療課長 それでは、継続審査の②平成２３年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）につきましてご説明申しあげます。

恐れ入りますが、資料３をご覧くださいませでしょうか。

本補正予算につきましては、本年度の医療費に要する給付の見込みが当初よりも増加することが見込まれますことから、一般被保険者療養給付費の補正、人事院勧告に伴う人件費の補正、人事異動に伴う人件費の補正となっております。補正予算額は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８，４５５万２千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ３４億７，１８２万円とするものでございます。

それでははじめに、歳出予算の補正につきましてご説明申しあげます。
恐れ入りますが、下段の歳出総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、第１款 総務費では、人事院勧告に伴う人件費、また人事異動に伴う人件費所要額１，０９５万９千円の減額補正をお願いするものでございます。

次に、第２款 保険給付費では、本年度の医療に要する給付の見込みが

当初よりも増加することが見込まれますため、一般被保険者療養給付費 9, 5 5 1 万 1 千円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入予算の補正についてでございます。恐れ入りますが、上段の歳入総括表（案）をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、第 2 款 国庫支出金では、一般被保険者療養給付費の増額に伴い、国庫負担の増といたしまして療養給付費負担金 3, 2 4 7 万 4 千円の増額補正をお願いするものでございます。同じく、国庫負担金と同様の事由によりまして、国庫負担の増といたしまして、財政調整交付金 8 5 9 万 6 千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第 5 款 県支出金では、国庫負担金と同様の事由によりまして、財政調整交付金 6 6 8 万 6 千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、第 8 款 繰入金では、人事院勧告による人件費に係る事務費で、一般会計繰入金 1, 0 9 5 万 9 千円の減額補正をお願いするものでございます。

最後に、第 1 0 款の諸収入では、本予算補正において歳出額が歳入額を上回ったことによって不足する財源を歳入欠かん補填収入で調整することとしたもので 4, 7 7 5 万 5 千円の増額補正をお願いするものでございます。

以上で、平成 2 3 年度 斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）につきましてのご説明とさせていただきます。

報告が終わりましたので、何か質疑がありましたらお受けいたします。

（ な し ）

委員長

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましても、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

続きまして、③平成 2 3 年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

上田下水道課長。

下水道課
長

それでは、平成23年度 斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申しあげます。資料4をご覧ください。

既定の歳入歳出予算の総額に3,321万4千円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ12億5,108万千円とするものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

はじめに歳入予算の補正でございます。

第3款 国庫支出金では、社会資本整備総合交付金で3億5千万円の要望額に対しまして国より減額内示がありましたことから、1,795万円減額の3億3,205万円に減額補正。第4款 一般会計繰入金では、歳出の補正額より歳入の補正額が上回りましたことにより、150万4千円を減額し4億263万3千円に減額補正。

第6款 諸収入では、消費税還付金の額確定に伴い424万円の増額補正。第7款 町債では、工事費等の交付金対象事業費が、国庫支出金2分の1、町債2分の1を財源としておりますことから、社会資本整備総合交付金の減額内示に伴いまして町債におきましても同様の減額補正をお願いするものでございます。町債におきましては、十万単位の申請となりますので1,800万円の減額の4億330万円の減額補正をお願いするものでございます。

次に歳出予算の補正でございます。第1款 公共下水道費で人事院勧告及び人事異動等によります人件費の補正といたしまして268万6千円の増額。また、公共下水道の整備におきまして、社会資本整備総合交付金の減額内示によりまして3,590万円の減額。合わせまして、3,321万4千円減額し8億2,768万9千円に減額補正をお願いするものであります。

続きまして、資料の中段でございます。継続費の補正でございます。

町の主要な管渠にあたります岡本污水幹線の築造工事を平成23年度から平成25年度までの3ヶ年の継続費による事業として進めており、去る11月15日に制限付き一般競争入札によりまして郵便入札を実施いたしました。その入札の結果では、契約の対象となる応札者は、株式会社 竹中土木奈良営業所 営業所長 八木茂、応札額は税込み5億6,175万

円、応札率72.8%でございました。しかし、契約の対象となる応札額が低入札調査基準価格を下回りましたことから、現在、低入札価格調査制度に係る事務取り扱い要領に基づき低入札調査を進めているところでありますことから、継続費における総額及び年割額の補正額が確定されておられません。今後、低入札価格調査において決定した契約対象額によりまして継続費の総額及び年割額の補正額を計上させていただきますので、本定例会中の委員会におきましてご報告させていただきます、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。なお、現時点の契約対象応札額で試算いたしました額を、口頭でご説明いたしますと、第1款 公共下水道費、第2項 下水道新設改良費、事業名 公共下水道事業(第15処理分区岡本污水幹線)、補正前、総額8億円、年割額、平成23年度7,700万円、平成24年度4億3,260万円、平成25年度2億9,040万円から、補正後の試算額でございます。総額5億6,175万円、年割額、平成23年度5,055万7千円、平成24年度3億334万5千円、平成25年度2億784万8千円と試算しております。

次に、地方債でございます。起債の目的、1公共下水道事業、限度額4億1,500万円を、社会資本整備総合交付金の減額内示によりまして、1,800万円減額し3億9,700万円に減額補正をお願いするものでございます。

以上、12月議会定例会に提出を予定いたしております、平成23年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてのご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、これにつきまして何か質疑がありましたらお受けいたします。

小野委員。

小野委員 今の低入札価格調査、建水の委員であってんから、そのときに聞いたらよかったのかなと思うねけど。今まあ予算の委員会で、予算のこの数字、同じようなこと入れてもろてたんやけど。予算の委員会として聞かしてもらいたいんですが。低入札価格調査をいつごろ完了する見込みなのか、と

	いうのは、告示の制限もありますのでね。ここを出してしまうのか、出すことはできないね。入札の、契約のあれも間に合わなくなってくるので。これは、見込みとしてね、低入札価格調査はいつ終了というか完了する予定なんですかね。
下水道課長	低入札価格調査につきましては、去る１１月の２２日にヒアリングを実施いたしたところでございます。ヒアリングにおきましては、応札業者を呼びまして、各項目につきまして聞き取り調査を行っておりまして、その一定の報告書を現在つくっておりまして、事務手続きを現在進めているところでございます。
小野委員	きょうは何日かな。
委員長	２５日。
小野委員	告示日が、いつ告示日は。
委員長	１２月２日かな。
小野委員	その業者がオーケーなのかバツなのもありますしね。もしバツであれば次の業者との調査進めていかれるんですかね。それで、告示まで間に合うのかどうかということもちょっと心配なんです。できるだけこの１２月議会で、でないともた、その工事の出発も遅れることもありますので。そうかといって、低入札調査を甘くしろとは言いませんので。しっかりと調査したってもらいたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。
委員長	ほかに委員皆さんのほうで質疑ございますか。 飯高委員。
飯高委員	歳入の国庫支出金、社会資本整備総合交付金ということで、国より連絡内示があったということで、かなり減額の値、これ何影響しているんです

かね。

下水道課長 減額によりまして事業費、整備費が減額されますので、工事請負費が主なものになってきております。

委員長 ほかに委員皆さんのほうでご質疑はございませんでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
本件につきましても報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

続きまして、④平成23年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

植村福祉課長。

福祉課長 それでは、平成23年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、資料5にもとづきましてご説明いたします。

今回の補正の内容は、人事異動また人事院勧告等影響に係る人件費に係るものでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ16億8,771万円とするものでございます。

まず、歳入をご説明いたします。第8款 繰入金でございます。その他一般会計繰入金の職員給与費繰入金といたしまして、191万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、歳出でございます。第1款 総務費でございます。人事異動及び人事院勧告等の影響によります人件費所要額でありまして、191万円6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成23年度 斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についての説明といたします。

よろしくお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので、何か質疑があればお受けいたします。

(な し)

委員長 私、ちょっと1点だけ確認さしてほしいんですけどね。介護保険の場合、地域包括の事業につきましては、社協へ委託していると。そして、社協の職員さんについては町の職員に準ずるといような給与の規定もあるやとは思うんですけども。地域包括の委託料への影響というのは、どんなふうに考えておいたらいいんでしょうか。 植村福祉課長。

福祉課長 社協の地域包括につきましては、委託料で支出をしておりますので、今回の補正につきましては影響はございません。

委員長 それでね、最終的に委託料としても渡してるけれども、その委託料はこの23年度も変わらない、当初に委託料として計上したものが変わらないというふうに考えていいんですか。それともこの影響で委託料が変わるというふうに私たちは思っていたらええのか、それをちょっとおしえてください。 植村福祉課長。

福祉課長 地域包括につきましては、人件費込みで委託料として出しておりますので、当然、社会福祉協議会での人件費に変動があれば委託金額、最終的な委託金額は変わってくるものでございます。最終的には、精算をするものということでご理解をいただきたいと思います。

委員長 そしたらまた、いろいろな業務の途中での減や増や、いろんなことも含めて、そこらへんはきちっと委託という形ですけども、介護保険の場合、ほんとは町が責任を持たんといけない地域包括支援センターですので、そのところもきちっと、まあ内容も含めて精査をしていただきたいということをお願いしておきます。

ほかによろしいですか。

(な し)

委員長

それでは、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましても、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきたいと思います。

次に、⑤ 平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

清水上水道課長。

上水道課
長

平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。お手元の資料6をご覧ください。

今回の補正につきましては、人事院勧告に伴います給与等の減額、及び共済組合の負担金率の改訂による人件費の補正をお願いするもので、1款水道事業費用 1項 営業費用 1目 原水及び浄水費で8千円の減額、2目 配水及び給水費で15万1千円の減額、4目 総係費で1万4千円の減額となり、差し引き水道事業費用7億2,829万円から17万3千円減額の7億2,811万7千円にお願いするものであります。

以上、簡単ですが平成23年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、何か質疑があればお受けいたします。

いかがでしょうか。特にございませんか。

(な し)

委員長

特にないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましても、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わっておきます。

以上、継続審査につきましては、終わらせていただきます。

次に、3. その他について、委員の皆さんの方から何かございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

小野委員。

小野委員　　今度の補正予算についてのいろいろ、まあ人事院勧告に基づくというのがメインだったかなあと思うんですがね。この臨時会で給与、職員の給与に関する条例の一部改正ということで、人事院勧告に基づいての今度提案されるわけなんですがね。その説明というんか、大雑把な聞かしてもらったら、まあ減額になるんだと、0.23%の勧告があって、0.19ですかね。それを提案されるということで。人事院勧告に基づく給与がすべて減額で補正が出てくるのかなあと思っていたら、増のところもある。異動とかの伴うものが、それで、計算はしてないんですが、結果その各目ですか、そこらで増のところもありますし減のところもあるので、トータル的にどないなつとるのかなあ、ちょっと素朴な疑問を持ってるんですがね。まあそこら、きちっと出されていることで、印象的にね、減になってくるのかなあと思ってたんですが、増もたくさんあるというのは、それはどういう現象と考えたらよろしいんですかね。

総務部長　　この人件費につきましては、説明にもありましたように人事院勧告に基づくものと、それから、人事異動に基づくものと、あと共済組合の負担金等の引き上げもございました。それを合わせて補正予算にかけております。特に、人事院勧告につきましては、これだけで申しますと157万6千円の減となるんですが、人事異動では2,178万3千円の減になります。

また、各種共済の関係、それから117万3千円の増となります。あと、手当との関係で時間外勤務手当がございます。これにつきましては、733万円の増。これ今申しあげました4つの要素の合計をいたしますと1,485万6千円の減というふうになるわけでございます。トータル的にはそういう減になりますけど、人勧だけでございますと157万6千円の引き下げということになるわけでございます。あと、人事異動のなかで、各費目のなかで、職員の給料の高い者、低い者の異動、職間異動がございます。こういったなかで、この予算の費目のなかでは高いところ、また、増になったところ、また、減になったところ、というものがその要素として出てきているわけでございます。

小野委員　　こういうこと、委員会で聞くのもどうかと思うねけど、ざっくりな話でね、やはり今度の臨時会での給与の一部改正ということで、人事院勧告がマイナスということで、まあ職員の方たちがね、やはり少なくなるのかなあと。そういうイメージでこの条例を審査さしてもらわないかなあと思ってるんだけどね。この全体の予算のこういう書き方見たら、職員の方に対してのね、まあこれは当日聞かしてもらいたいんやけど、いろいろふえる人もあるのかなあ、じゃない、それは。

総務部長　　人勧にかかる職員の給料については、ふえない。皆、減額になります。ただ、昇格、4月の人事異動で昇格した者とかおりますので、この職員については若干ふえる職員もおるということでございます。

小野委員　　なにかね、金銭的なこともちょっと、これは議運でちょっとね、部長からも聞いてますので、いくらぐらいからいくらぐらいというのも聞いてますので、がさっと減るということは皆さんにいろいろ影響もあると思いますので、慎重にまた臨時会で審査さしてもらいます。どうもありがとうございます。

委員長　　ほかに委員皆さんのほうで何か、その他について、まあ予算決算の委員会ですので、それらに関連する問題について何かお尋ねになりたいことございましたら。よろしいですか。

(　　な　　し　　)

委員長　　ないようですので、その他につきましてもこれをもって終了させていただきます。

これをもって、本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたりまして副町長の挨拶をお受けいたします。

池田副町長。

(副町長挨拶)

委員長

それでは、これをもって予算決算常任委員会を閉会させていただきます。

どうも皆様、お世話様でした。お疲れ様でした。

(午前 10 時 04 分 閉会)